

左右の代行政治と一線を画し 階級的日雇労働運動を構築しよう

益日労 機関破壊に対する 統制処分決議

益日労執行委員会は、昨年10月に起した「100円訴訟」について、同年12月、機関決議を行ない、取り下げた。

執行委員は、機関決議を以り、組織活動を行なう当然の義務があるが、これに反し、楠垣、林、高橋の3執行委員は、以下のような、機関破壊行為を行なった。

- (一) 今年2月上旬、「100円訴訟を闘う会」なる組織を結成し、新たな「100円訴訟」を起した。
 - (二) その諸活動に、「益日労委員長」「益日労組合員」などの益日労組合名称を使用することにより、益日労が「100円訴訟」とりくんでいるかのような装いとこった。
 - (三) 「100円訴訟を闘う会」なるので、「益日労の意見の対立」などと、機関決議を自らの都合のいいように歪曲させ、益日労分裂運動と結びつけるデマ演説を行なった。
- これは明らかに「100円訴訟」をテコにした機関破壊行為である。「100円訴訟」は、益々論解放をめくり、益日労と階級的に対立する西成分会を回家権カ（ブルジョア裁判所）に売りわたす反動行為である。

二つした反動行為は、一時金斗争の階級的評價を著せ、西成分会のピンハネ反対「100円」権利至上意識を煽動し、さうに「ピンハネ分を裁判カでとり戻す」などとブルジョア裁判に幻想をいだくブルジョア改良主義からもたらされている。

反動行為である「100円訴訟」をテコにした彼らの機関破壊は、益日労をブルジョア改良主義の反動的地平へと引きずりおとすことをめらったものに他ならない。このことは、今日の戦争と政府反動が煮つまる情勢の下で、帝国内の先住民

—つらへ—

目共ぼどの労働貴族どものブルジョア改良主義・議会主義・社会排外主義・潮流と同じ階級的役割を果たすものであり、帝国主義と同盟を結び、労働者を戦争へとかりたてる労働戦線の右翼的専制——産報化の一翼を釜ヶ崎において担っているものに他ならない。

「稀垣系」の実践は、議会・裁判所などの資本家の土俵上へのっかり、労働者の改良を代行する小ブル代行政治そのものである。このことは、「稀垣系」が釜ヶ崎の限界としての戦斗田主義的偏向を、その裏返しとしての改良主義の立場から清算していることを物語るものである。戦斗田主義も、改良主義も、同根の「左」右の小ブル代行政治であり、釜ヶ崎労働者の自らの解放事業を、全く理解できず、これをふかにしているものである。

われわれは、両極の代行政治ときっぱり分岐し、階級的目録労働運動を築かねばならない。

以上のことからして、釜ヶ崎執行委員会は、稀垣・林・高橋の共産破壊に対する総制処分を、執行委員解任・組合員としての権利停止として行はう。

右、決議する。

一九八〇年 四月六日

釜ヶ崎日雇労働組合 執行委員会

釜ヶ崎解放

1980
4.9

釜ヶ崎日雇労働組合